

指定障害福祉サービス（居宅介護）
春日市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所運営規程

平成18年 8月 4日制定

平成25年 3月28日一部改正

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人春日市社会福祉協議会が設置する春日市社会福祉協議会指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「居宅介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な事業の居宅介護を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の所在する、市、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成25年法律第51号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 春日市社協ホームヘルパーステーション

(2) 所在地 春日市昇町3丁目101番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤。サービス提供責任者兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 根拠法令に規定する人数を置く。

サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明する

ほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、従事者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 根拠法令に規定する人数を置く。

従業者は、居宅介護計画に基づき居宅介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜から土曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 日曜から土曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

(居宅介護を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障がい者

(2) 知的障がい者

(3) 障がい児（児童福祉法に定める障がい児）

(4) 精神障がい者（18歳未満の者を含む。）

(5) 難病等対象者

(居宅介護の内容)

第7条 事業所で行う居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護

入浴、排せつ及び食事等の介護

(3) 家事援助

調理、洗濯及び掃除等の家事の援助

(4) 前各号に掲げる便宜に附帯する活動

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 居宅介護を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。ただし、利用者負担額の月額については、障害者総合支援法第29条第4項の定めによるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。

3 前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、春日市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 居宅介護を提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医

又は医療機関への連絡を行う等の適切な措置を講じると共に、管理者に報告するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者に対する虐待の防止のため、従業者等に対する研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の虐待防止の措置を講じるものとする。

2 本事業所は、虐待についての通報をしたことを理由として、従業者等を解雇その他不利益な取り扱いを行わない。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定居宅介護事業者に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

2 「春日市社会福祉協議会指定居宅介護事業運営規程」(平成18年4月17日施行)は、平成18年9月30日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。